

令和5年度くるめ光の祭典 情報発信業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「令和5年度くるめ光の祭典 情報発信業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度くるめ光の祭典 情報発信業務

(2) 業務内容

「令和5年度くるめ光の祭典 情報発信業務委託 仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和6年2月18日（日）まで

(4) 業務場所

久留米市内 ほか業務の実施に必要な場所

3 提案上限額

見積額の上限は、1,180,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

内容	実施期間又は期日
公募開始	令和5年8月17日（木）
質問書の提出期限	令和5年8月23日（水）
質問書に対する回答	令和5年8月28日（月）までに回答
企画提案書等の受付期間	令和5年8月17日（木）～令和5年9月8日（金）
提案書等へのヒアリング	企画提案書等の到着から3営業日以内(電子メールにて)
ヒアリングへの回答	電子メールの到着から3営業日以内
候補者選定の審議	令和5年9月中旬
審査結果通知書の送付	令和5年9月下旬
契約締結	令和5年10月上旬

※上記スケジュールは、くるめ光の祭典実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の都合により変更する場合がある

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書等の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること
- ② 久留米市から指名停止措置を受けてないこと
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること
- ④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと

7 関係資料

実施要項、仕様書の提供については、次のとおりとする。

- ・ 株式会社ハイマート久留米のホームページよりダウンロード
- ・ 「17 問い合わせ先」記載の箇所で配布

8 質疑・応答

(1) 質問方法

実施要項及び仕様書に関する質問は、質問書（様式6）を電子メールに添付して、「17 問い合わせ先」宛てに送信し、受信確認の電話連絡を行うこと。電話または口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は受け付けない。

※電子メールの件名は、必ず「情報発信プロポーザル質問」を先頭に入力すること

(2) 質問期限

令和5年8月23日（水）17時00分まで（必着）

※受信確認の電話受付時間…平日9時00分～17時00分

(3) 回答方法

令和5年8月28日（月）までに、質問書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで回答する。また、必要に応じて株式会社ハイマート久留米のホームページに掲載する。但し、候補者選定に公平性を保つことができないような質問には回答しない。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項及び関係法令等の各規定を理解した上で、提出期限までに下記の書類を提出すること。

提出書類		部数
① 参加申込書等		
ア	参加申込書（様式1）	1部
イ	参加資格に係る申立書（様式2）	1部
ウ	会社概要書（任意様式）	1部
エ	役員等調書及び照会承諾書（様式4）	1部
オ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
カ	納税（滞納なし）証明書（国税及び市税）※	1部
キ	委任状（様式3） 支店等に参加手続き等の委任を行う場合	1部
② 企画提案書等		
ア	企画提案書（任意様式）	6部 （正本…1部 副本（社名、捺印無し）…5部）
イ	価格提案書（様式5、押印不要） ※積算の内訳等が分かる内訳書を添付すること	1部

[納税証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明書を提出。

契約等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内 (準市内)		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納がない証明 納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証明	福岡県税に 未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証明	久留米市税及び国民健康 保険料に滞納がない 証明
—	—	△	久留米市国民 健康保険	国民健康保険	久留米市	不要	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期限
令和5年9月8日(金) 17時00分まで(必着)

(3) 提出先
「17 問い合わせ先」に記載する窓口

(4) 提出方法
持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法(簡易書留等)によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、実行委員会はその責めを負わない。

10 企画提案書等について

企画提案書(任意様式)、価格提案書(様式5、押印不要)を提出すること。なお、企画提案書等の作成要領は以下のとおり。

(1) 様式等の形式

- ① 表紙 「令和5年度くるめ光の祭典 情報発信業務 企画提案書」と記載
- ② 様式 日本工業規格A4版長辺綴じ・両面印刷でページ番号を付すこと
- ③ 文字 フォントサイズ11ポイント以上・横書き
- ④ 提出部数 企画提案書6部(正本1部、副本5部)
- ⑤ 制限枚数 表紙を除き、6ページ以内とすること

(2) 構成とポイント

- ① 下表に示す構成とポイントに留意し文章で簡潔に記載すること
- ② 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること
- ③ 副本には企画提案者名が判別できる記載を行わないこと

	構成	ポイント
1	実施方針	本事業の状況、課題等を踏まえた業務の実施方針、手順、スケジュール等を記載のこと。
2	企画提案	・仕様書の目的・内容等を反映した、本業務にとって最も有効であると思われる提案内容とすること。 ・11審査方法「(1)評価項目」を踏まえ、提案者としてのアピールポイント等を明記すること。
3	業務遂行体制	業務を的確に実施するための、人員配置、役割、担当業務、担当者の経験年数等について記載のこと。
4	業務実績	本事業に活かすことのできる同種・類似業務実績をそのポイントとともに記載のこと。 ※提案書とは別に業務実績が分かる成果品を添付すること

1.1 審査方法

(1) 評価項目

評価項目		評価内容	配点
企画提案内容	事業の実現性、企画力	事業目的・内容を的確に理解し、事業の実現性が高いと見込めるか。事業スケジュールが適正であるか。	15点
	情報発信の手法	本業務仕様書「4. 業務内容」に示す、SNS及び各媒体による本事業の情報発信の提案内容が適切で、目的等に沿ったものになっているか。	15点
	情報発信の企画力	提案のあった企画内容が、実際に本事業への新たな誘客や来街者増などにつながる効果的な内容となっているか。	25点
事業実施体制の信頼性		事業遂行にあたり、実施体制は社内連携がとれ、かつ十分な知識やノウハウがあるか。	20点
価格提案		配点×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)	25点
合計			100点

(2) 提案書にかかるヒアリング

提出された提案書等の内容について、詳細に把握し、適切に候補者を選定するために、必要に応じて、提案書を受け取った日から3営業日以内に、実行委員会より提案者（申込書に記載されたメールアドレス宛）に電子メールにてヒアリングを行う。

ヒアリングへの回答は、電子メール到着日から3営業日以内に、送信されたメールアドレス宛に行うこととする。

1.2 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1.3 審査結果

- ・通知方法 提案書を提出した全ての者に文書にて通知する
- ・通知時期 令和5年9月下旬

1.4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 価格提案書の金額が「3 提案上限額」を超過している場合

15 情報公開及び提供

実行委員会は提出された企画提案書等について、開示の請求等があった場合、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は開示しない。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響が出る恐れがある情報は、決定後の開示とする。

16 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を「17 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類及び費用

- ・提案書の提出は、1社につき1案とする
- ・提出されたすべての書類は返却しない。提出後の差し替えや追加、削除は認めない
- ・提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザルに係る審査以外に利用しない
- ・本提案に係る書類及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。また、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した費用を実行委員会に請求することはできない

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。但し、実行委員会と契約に至った者が作成した企画提案書等については、実行委員会がその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 問い合わせ先

くるめ光の祭典実行委員会事務局

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 11階

久留米市 商工観光労働部 商工政策課内 担当：尊田、鈴山

電話：0942-30-9134

FAX：0942-30-9707

Mail：syoko@city.kurume.lg.jp